

現在、就学援助を受給していない方が対象です。
※現在受給中の方は、対象外となりますのでご注意ください。

令和7年9月

保護者のみなさまへ

深谷市教育委員会

就学援助申請の新規申請開始について

深谷市では、学用品費や給食費等の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

これまで、就学援助受給申請は、既に紙の申請で認定を受けていた方たちが継続して申請する場合に限り、オンライン申請を導入していました。

このたび、在籍する児童生徒の新規申請について、オンライン申請の受付を開始します。

現在、就学援助を受給していない方で、援助を希望される方は下記のとおり手続きをしてください。

記

1. 新規の申請が可能な方

① 深谷市に住所があり、深谷市立小中学校に通う児童生徒のいる世帯で、

経済的要件等に基づき教育委員会が認定する方

(裏面の3. 認定要件をご覧ください)

② 現在、就学援助を受給していない方

2. 申請手続き

(1) 申請方法 (オンライン申請)

右側QRコードを読み込み、申請をしてください。



※オンライン申請後は完了メールが届いたか必ず確認してください。

完了メールが届かない場合は、教育総務課にご連絡ください。



QRコードを読み取って、スマホで申請できるようになったよ。

今、就学援助を受給している人は、申請の必要はないよ。

3. 認定要件

援助を受けることのできるかたは、以下の要件のいずれかに該当するかたです。

①児童扶養手当を受給中の場合

②住民票上同一世帯全員の所得額の合計が教育委員会の定める基準以下の場合

○所得額の目安について

審査に用いる所得は、前年1年間（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の住民票上同一世帯の者の年間所得金額（※）を合計した金額です。家族構成や年齢等により認定基準額が変わりますので目安としてお考え下さい。

例	家族構成	年間所得金額合計
2人家族	父又は母(38歳)、子(小3)	約180万円以下
3人家族	父(42歳)、母(38歳)、子(小3)	約240万円以下
4人家族	父(42歳)、母(38歳)、子(中1)、子(小3)	約305万円以下
5人家族	父(42歳)、母(38歳)、子(中1)、子(小3)、子(小2)	約365万円以下

※年間所得金額は、おおよそ以下の算出式の通りです。（給与所得のみの場合）

【給与所得控除後の金額】－（【社会保険料控除額】＋【生命保険料控除額】＋【地震保険料控除額】）

4. 審査結果の通知

審査結果（認定・不認定）の通知は、オンライン申請の場合はメールでの通知、紙での申請の場合は郵送での通知をします。**申請した月の翌月10日までには、通知を送付いたしますので、届かない場合は教育総務課にご連絡ください。**

認定日は、原則、申請した月の翌月1日となります。

5. 主な援助内容（年額）

	小学校	中学校	支給方法	備考
学用品費	11,630 円	22,730 円	支給月に月割額を指定口座へ振込	
通学用品費	2,270 円	2,270 円		
校外活動費 (宿泊なし)	1,600 円 (限度額)	2,310 円 (限度額)	学校からの報告審査後、支給月に指定口座へ振込	
校外活動費 (宿泊あり)	3,690 円 (限度額)	6,210 円 (限度額)		
修学旅行費	22,690 円 (限度額)	60,910 円 (限度額)		
P T A会費	3,450 円 (限度額)	4,260 円 (限度額)	3月に指定口座に振込	学校から学校給食費の徴収がなくなります
給食費	実費	実費	毎月、学校の口座へ振込	
オンライン学習通信費	年額 15,000 円	年額 15,000 円	支給月に月割額を指定口座へ振込	

◆支給月…6月(4～6月分)、9月(7～9月分)、12月(10～12月分)、3月(1～3月分)

※申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取り消し、支給済の援助費をお返しいただくことがあります。

問合せ先
市内各小中学校又は
教育総務課学校事務係（☎574－5811）